

February 05, 2020

Legal Update

改正韓国刑事訴訟法等の主な法律改正の要旨(1)

1. 経過

- 2020年1月13日に改正された刑事訴訟法と検察庁法が国会を通過しました。この2つの法律が国会を通過したことにより、今後の刑事司法手続き、特に警察、検察の捜査手続きと関連し、様々な変化があるものと予想され、その主要となる争点に対し分析・比較を行いました。

2. 主な法律改正の要旨

- 刑事訴訟法
 - 検事と司法警察官は、捜査および公訴の提起・公訴の維持等に対し、相互協力する義務を新設し、これにより、既存の検察の「捜査指揮」に代わり「補完捜査、是正措置要求」の条項を新設しました。
 - 司法警察官に対して一次的な捜査終結権を認め、司法警察官は「起訴意見」の事件のみを送致し、事件の告訴人等の事件における利害当事者が送致されなかった「不起訴意見」事件について、異議申請をすることになると、検察への送致を行うことになりました。

- 検察庁法

- 改正刑事訴訟法および検察庁法は、公布後6ヵ月が経過した時点から1年以内に大統領令が定める時点から施行される予定であるため、後続措置を通じて多数の関連法令等の改正がなされ、公布・施行されるものと見込まれます。
- 刑事訴訟法等が改正されることにより、今後の警察における捜査権限が強化され、複数の新規手続きが新設されたため、事件の初期から積極的な対応が必要になるものと思われます。

上記の内容と関連し、ご質問等がございましたら、下記の連絡先までご連絡ください。より詳細な内容について対応させていただきます。

Contacts

[日本チーム]

☎ +82-2-316-4114

✉ jpg@shinkim.com

[訟務部門]



金洪一
(シニアパートナー)

☎ 02-316-4005

✉ hikim@shinkim.com



李鎔成
(パートナー)

☎ 02-316-4028

✉ ysulee@shinkim.com



朴起兌
(パートナー)

☎ 02-316-1704

✉ ktpark@shinkim.com

SHIN & KIM 法務法人(有)世宗

The content and opinions expressed within Shin & Kim LLC's newsletter are provided for general informational purposes only and should not be considered as rendering of legal advice for any specific matter.

Seoul · Pangyo · Beijing · Shanghai · Ho Chi Minh City · Hanoi · Jakarta
